

発表事項

- 1 支払基金定款等の一部変更
- 2 令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画
- 3 令和4事業年度審査支払会計収入支出予算
- 4 令和4事業年度保健医療情報会計収入支出予算
- 5 高崎オフィスモデル事業における在宅審査・在宅審査事務の試行的実施結果
- 6 第26次審査情報提供（医科）及び第21次審査情報提供（歯科）**
- 7 令和3年12月審査分の審査状況
- 8 令和4年1月審査分の特別審査委員会審査状況

審査情報提供

審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることを目的とする。

【医 科】

厚生労働省保険局医療課からの依頼による薬理作用に基づく医薬品の適応外使用事例について、審査情報提供検討委員会において検討の結果、第26次審査情報提供として医薬品11事例を情報提供

【歯 科】

支部の取扱いが収斂した事例について、審査情報提供歯科検討委員会において検討の結果、第21次審査情報提供として2事例を情報提供

これにより、令和4年2月現在、審査情報提供事例として公表した事例は593事例（医科87事例、歯科228事例、医薬品278事例）となり、支払基金における審査の一般的な取扱い57事例と併せてホームページでの公表は計650事例（うち公表後削除となった7事例含む）

第26次審査情報提供（医科） 1/3

医薬品

- 事例No.355 日本核医学会
成分名 : 放射性医薬品基準ヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム(99mTc)
【注射薬】
使用例 : 原則として、「放射性医薬品基準ヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム(99mTc)【注射薬】」を「心シンチグラムによる心アミロイドーシスの診断」に対して使用した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 事例No.356 日本造血・免疫細胞療法学会
成分名 : エトポシド【注射薬】
使用例 : 原則として、「エトポシド【注射薬】」を「造血幹細胞移植の前治療」に対して投与した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 事例No.357 日本小児神経学会
成分名 : シクロスポリン【内服薬】
使用例 : 原則として、「シクロスポリン【内服薬】」を「慢性炎症性脱髄性多発神経炎」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 事例No.358 日本小児神経学会
成分名 : アザチオプリン【内服薬】
使用例 : 原則として、「アザチオプリン【内服薬】」を「全身型重症筋無力症」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

第26次審査情報提供（医科） 2/3

医薬品

- 事例No.359 日本小児神経学会
成分名 : アリピプラゾール【内服薬】
使用例 : 原則として、「アリピプラゾール【内服薬】」を「ジル・ドウ・ラ・トゥーレット症候群」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

- 事例No.360 日本小児神経学会
成分名 : タクロリムス水和物【内服薬】
使用例 : 原則として、「タクロリムス水和物【内服薬】」を「ラスムツセン脳炎」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

- 事例No.361 日本小児神経学会
成分名 : カルバマゼピン【内服薬】
使用例 : 原則として、「カルバマゼピン【内服薬】」を「発作性運動誘発舞踏アテトーシス」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

- 事例No.362 日本小児科学会
成分名 : ミコフェノール酸 モフェチル【内服薬】
使用例 : 原則として、「ミコフェノール酸 モフェチル【内服薬】」を「ステロイド依存性ネフローゼ症候群」又は「頻回再発型ネフローゼ症候群」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

第26次審査情報提供（医科） 3/3

医薬品

- 事例No.363 日本小児科学会
成分名 : タクロリムス水和物【内服薬】
使用例 : 原則として、「タクロリムス水和物【内服薬】」を「若年性特発性関節炎」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

- 事例No.364 日本小児科学会
成分名 : シクロスポリン【注射薬】
使用例 : 原則として、「シクロスポリン【注射薬】」を「二次性血球貪食性リンパ組織球症」に対して投与した場合、当該使用事例を審査上認める。

- 事例No.365 日本小児科学会
成分名 : デキサメタゾンパルミチン酸エステル【注射薬】
使用例 : 原則として、「デキサメタゾンパルミチン酸エステル【注射薬】」を「二次性血球貪食性リンパ組織球症」に対して投与した場合、当該使用事例を審査上認める。

第21次審査情報提供（歯科）

診療行為

- 事例No.227 う蝕処置
取扱い： 原則として、「歯の破折（F r T）」病名で、う蝕処置の算定を認める。

- 事例No.228 機械的歯面清掃処置
取扱い： 原則として、休日、時間外又は深夜に行った、処置又は手術と同日の機械的歯面清掃処置の算定を認める。